



羽の情報便

企業での留意すべき平成20年度の税制改正のポイントは把握しておきましょう。

平成20年度の税制改正の目玉として減価償却の耐用年数区分が従来の390区分から55区分へ変更となりました。機械や装置などを中心に法定の耐用年数の区分けが40年ぶりに見直され、実態に合うよう集約され、耐用年数も見直されました。

その他、さまざまな改正点がありますが、中小企業向けの教育訓練費の特別税額控除や情報基盤強化税制の要件緩和、交際費の損金不算入制度の適用年度の2年延長など、注目すべき改正ポイントは以下の通りです。

1. 減価償却の区分・耐用年数を大幅に簡素化（390区分→55区分）
2. 教育訓練費にかかる税額控除へ簡素化（増減にかかわらず総額に基づいた税額控除へ拡充）
3. 情報基盤強化税制の要件緩和（中小企業のソフトウェア投資の要件引き下げ、期限2年延長など）
4. 試験研究開発にかかる特別税額控除制度（税額控除の上限を法人税額の最大30%まで拡充）
5. 交際費等の損金不算入制度の延長（400万円までの90%損金算入の適用年度が2年延長）
6. 欠損金の繰戻し還付制度の延長
（設立後5年間に生じた欠損金に係る適用除外措置の期限を2年延長）
7. 少額減価償却資産の一括損金算入制度の期限延長
（年間合計金額300万円までの特例制度の適用期限が2年延長）
8. 公益社団、財団法人の公益目的事業の所得が非課税へ
9. 特定公益増進法人等への寄附金の損金算入限度額の拡大
（所得金額の2.5%→5.0%へ）
10. 地方法人特別税の創設、租税特別措置の改変など



平成二十年度税制改正のポイント

当社の運営サイトのご紹介

- ◆ 経理・会計の情報ポータルサイト
らくらく経理事務！ <http://keiri-jimu.srv7.biz>
- ◆ スタッフブログ更新中！
経理請負人の日々 <http://blog.plus-management.jp>
- ◆ 当社の最新情報が満載！
プラスマネジメントホームページ <http://www.plus-management.jp>

「羽の情報便」メルマガ版も以下サイトからお申し込みいただけます。「羽の情報便」で検索してください。
 ■まぐまぐ！（<http://www.mag2.com/>） ■melma！（<http://melma.com/>）

6月の税務カレンダー

6月（市町村の条例で定める日）

個人の都道府県税および市町村民税の納付

6月11日（水）

5月分源泉所得税・住民税の特別徴収額、納期の特例を受けている場合の住民税の特別徴収額の納付

6月15日（日）

所得税の予定納税額の通知

7月2日（水）

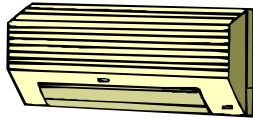
4月決算法人の確定申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞

10月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞（半期分）

1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞

エアコンの洗浄

ジメジメと蒸し暑い季節がやって来しました。これからエアコンも朝から晩までフル稼働です。ところで、汚れたままのエアコンは電気代が多くかかることをご存知ですか？エアコン内部がホコリやカビで汚れたまま使用すると、熱効率が下がり風量も低下します。数年間なんのメンテナンスもしないエアコンは新品のエアコンに比べ20%程度の熱効率が低下していると言われます。一般的に設定温度に対して1℃の悪化は、10%の無駄な電気代を発生させるとも言われています。クリーニング代を差し引いてもトータルで電気代削減に繋がります。また、店舗での複数台での使用や業務用などの大型エアコンの場合はもっと顕著な差がでてきます。夏場の設定温度上げて、電気代を削減するのは風潮ですが、この夏は、早めのクリーニングを実施して更なる電気代削減を実感してみたいかがでしょうか。



コスト削減術

経理事務員のアウトソーシングで経費をカット

社員一人を雇う仕事ではないが経理の仕事がたまってしまって困っている企業・店舗様へ、週一日からの経理事務員の派遣で経費カット。

設備投資一切無しで、月々の電気代を最大40%コストカット

経費削減したいけど何をしたらいいのかわからない。そうゆうお悩みでしたら、電気代を見直してみたいかがでしょうか？

完全成功報酬制ですので、電気代削減が実現するまで一切費用はかかりません。

一泊以上の入院で、5万円の給付金

が受け取れる保険をご存知ですか？

従来の医療保険との組み合わせで、高額な入院費を効果的にカバーできます。

歴史に残る、今では笑える税金の実話です！

おもしろ税金ものがたり（11）



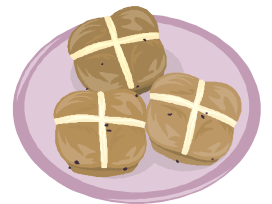
■ かご税

明治6年、「かご税」が制定されましたが、翌7年すぐに廃止になりました。

引き戸式のかごは1年で50銭、垂れ式は1年で25銭の自己所有のものに対して課税されていました。

■ 菓子税

明治18年、お菓자에菓子税なるものが課されました。この税制は本来砂糖に課すもので発案されましたが、当時の不平等条約の下でこれが出来ず、その代わりとしてお菓자에課されていました。全国の菓子業者の反発と撤廃運動により、明治29年ついに廃止となりました。



お客様からのQ & A

成績優秀な社員へ商品券や記念品の支給をしようと思います。この場合は課税しなくても良いでしょうか？

商品券などは、購入価額と換金価額が殆ど同じで換金性が高く現金に準ずるものとみなされますので給与所得として課税する必要があります。

また、記念品の場合は、売却性、換金性がなく、会社として選定した（社員に自由に選択させる場合を除く）、金額が多額にならないものは、現金による手当てとはならないため、一般的に課税する必要はありません。但し、記念品となる品物を自由に選択できるようなした場合は、使用者から支給された金額で購入したものと同様の効果が認められ、記念品の金額の大小に関わらず、給与等として課税することになりますので留意が必要です。



税金まめ知識（第11回）青色申告と複式簿記

青色申告ができるのは、事業所得、不動産所得、山林所得がり、これらの人が複式簿記で経理を行い、所得税の青色申告承認申請書で申請・承認された人です。

複式簿記とは、企業で一般的に採用されているクリアな経理の方式で、現金の収支、商品の増減などだけを記入する単式簿記と異なり、パソコンの経理ソフトなどを利用すれば面倒な集計作業も自動計算され、年末に決算書（貸借対照表、損益計算書）が作成される仕組みになっています。

また、請求書や領収書、納品書、預金通帳など外部との取引を証明する重要な書類を証ひょう類と呼び、経理のもと情報として扱われます。帳簿には、現金や預金の増減を記録する現金出納帳と預金出納帳、得意先ごとに売掛金を記録する売掛帳、仕入れ先ごとに買掛金を記録する買掛帳、経費に関して記録する経費帳、全ての取引の内容を勘定科目ごとに記録する総勘定元帳などがあります。

これらの証ひょう類は、確定申告が終わっても一定期間保管することが法律で義務付けられています(下記) のので、日ごろより整理整頓して十分注意する必要があります。



| 証ひょう類の種類 | | 保存期間 | |
|----------|-----------------------|-------------------------------|-----------|
| 帳簿 | 出納帳、売掛帳、買掛帳、経理帳、総勘定元帳 | 7年 | |
| 決算書類 | 損益計算書、貸借対照表、確定申告書 | 7年 | |
| 取引関係の書類 | 現金や預金関係 | 領収書、預金通帳、小切手帳、借用書 | 7年（または5年） |
| | その他 | 納品書、請求書、注文書、検収書、見積書、契約書、領収書控え | 5年 |



今月のコラム

いよいよ今年も梅雨の季節がやってきました。今年は長雨？空梅雨？ 毎日、傘が手放せない季節になりました。

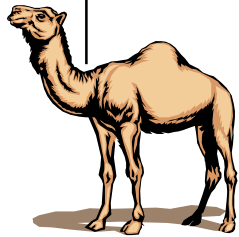
さて、この春先、ガソリンが急に値下がりして大喜びしたのもつかの間で、とうとうリッター百七十円、さらに離島は百九十円というニュースを見ました。なんだか怖くてガソリンスタンドへ行けません・・・もう燃費の悪い車は乗れそうもないですし、一般庶民の私は、気軽にドライブも行けなくなりそうです。

そんな中、これからますます燃費の良いコンパクトカー、しいてはバイクや自転車なども見直されそうですが、原油高騰の余波で、インドでは、トラックターの代わりにラクダの値段も急騰しているそうです。日本でもラクダが荷物を運んだり、馬車の運送屋さんとか登場するのでしょうか。(ガソリンの代わりにエサ代がかかりそう・・・)

いったい私たちの未来はどうなっていくのでしょうか・・・？

でもそんな時代も明るく元気に生き抜いていくしかありませんね。(笑)

楽しい夏ももうすぐやってくるでしょう。お仕事頑張ります。



会計経理事務コストを大幅カット！

—記帳作成・決算処理からコンサルティングまで、事業をサポートし、確定申告の負担を解消いたします—

◆記帳代行サービス料金

個人：入会金 10,500円 月額 5,250円～ 決算月 10,500円～
(青色申告のみ)

法人：入会金 10,500円～ 月額 13,650円～ 決算月 52,500円～

※個人・法人ともに入会金は初年度のみ頂戴いたします。

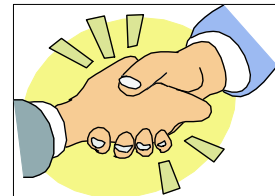
◆伝票仕訳・貼付サービス料金

月額 5,250円～

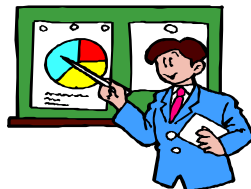
※ 領収書、レシートの仕訳・貼り付け

※ 試算表作成(ご希望の方)

※ 決算報告書の作成



- ・会社名： プラスマネジメント株式会社
- ・設立： 平成17年7月
- ・資本金： 1000万円
- ・業務内容： 経理・記帳代行業務
経理事務派遣業務
生命保険の募集に関する業務
光熱費削減に関するコンサルティング
- ・住所： 〒110-0016 東京都台東区台東1-33-6
セントオフィス秋葉原8F
- ・連絡先： 電話0120-979-987 / Fax03-5818-3766
info@plus-management.jp
http://www.plus-management.jp



梅雨の季節は、体調にきをつけてお仕事頑張りましょう！

